

マザーズの信頼性向上及び活性化に向けた上場制度等の整備及び関連施策の概要

市場の信頼性向上に向けた施策

(1) 財務諸表の信頼性向上のための対応

- 上場会社監査事務所による監査の義務付け
- 日本公認会計士協会に対し上場会社監査事務所登録制度などの一層の充実とその適切な運用を要請

(2) 上場審査の実効性向上のための市場関係者との連携の強化等

- 新規上場申請者に関する情報の入手先の多様化
- 主幹事証券会社、会計監査人及び財務局との情報共有と対応の要請
- 主幹事証券会社に対し引受審査内容の報告を要請
- 外部専門家・調査機関の活用
- 内部告発情報の取得と活用
- 有価証券報告書の虚偽記載等の事例に係る情報交換

(3) 市場コンセプト明確化のための対応

- 長期上場銘柄に係る上場廃止基準の見直しと市場コンセプトへの適合性確認プロセスの新設

流通市場の活性化に向けた施策

(1) アナリスト・カバレッジ拡大に向けた取組み

- アナリスト・カバレッジ拡大に向けた取組みの実施

(2) 上場後間もない会社のIR支援

- アナリストや機関投資家を対象としたマザーズ上場会社の合同IR説明会の開催
- IR助言サービスの活用支援

新規上場の活性化に向けた施策

(1) 市場コンセプトに即した上場審査手法の導入

- 上場直後の経営成績が良好となる見込みのあることは要件としないことを明確化し、長期的な視点で事業計画の実現可能性を評価する方法へ変更

(2) 上場審査プロセスの効率化のための対応等

- 主幹事証券会社作成の推薦書の提出時期の見直し
- 標準上場審査期間の設定（2か月）
- 上場審査プロセスの整理・見直し
- 上場審査スケジュールの事前提示
- 上場に至らない場合の文書による明確な理由等の説明
- 反社会的勢力の関与等について確認すべき範囲や審査の取扱いの整理・見直し
- 上場準備段階における事前相談の透明性向上、フォローアップの強化

(3) 遡及監査の実施に向けた環境整備

- 今後の市場関係者による議論を踏まえ、必要な上場制度の見直しを検討
- 日本公認会計士協会に対し、いわゆる遡及監査の実施に関連して必要な環境整備を要請

(4) 未上場ベンチャー企業に対する上場支援の強化

- 未上場ベンチャー企業と市場関係者との接触機会の提供を目的とした交流イベントの開催

東 証 上 場 第 178 号

平成 22 年 12 月 27 日

日本公認会計士協会

会長 山崎 彰三 殿

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 斉藤 惇

監査の品質に係る信頼性向上及び遡及監査に関するご検討のお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

貴協会におかれましては、平素より、公認会計士及び監査法人による財務諸表監査の品質管理をはじめ、投資者の投資判断の基礎となる財務諸表の信頼性向上並びに有価証券市場の公正性及び健全性の確保に、多大なるご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

ご高承のとおり、20 年以上の長きに亘る我が国経済の深刻な停滞に加え、近年の近隣アジア諸国の急速な経済成長もあって、我が国経済及びそれを映す鏡である我が国の資本市場の国際的なプレゼンスは大きく低下しつつあり、経済・資本活動の活性化が喫緊かつ重要な課題となっております。

経済の活性化は、その担い手である企業の活動に大きく依拠するものでありますが、そうした企業活動を支援する立場から、当取引所、公認会計士・監査法人及び貴協会を含む資本市場関係者にも一層の努力が求められております。

当取引所では、高い成長可能性を有する新興企業に、その成長の実現に欠かせないエクイティ資金の円滑な調達機会を早期に提供することを通じて、次世代を担う新たな産業の育成を促進するため、1999 年から成長企業向け市場であるマザーズを運営しております。当取引所といたしましては、このマザーズが期待される役割を十全に発揮することにより、今後も、成長企業の支援及び経済の活性化に寄与してまいりたいと考えております。

一方、本年中においては、遺憾ながらマザーズ上場会社のうちに上場前から継続して粉飾決算を行っていた事例が複数発覚いたしました。上場会

社の粉飾決算は、財務諸表全般の適正性及び資本市場の公正性及び健全性に対する投資者の信頼を揺るがし、他の上場会社の資金調達活動にも影響を及ぼす重大事であります。当取引所では、これまでも、財務諸表の虚偽記載等について上場廃止を含めた厳格な対応をとることによりその牽制・未然防止に努めるとともに、平成17年9月には貴協会あてに「適切な監査の確保」に係る周知方をお願いしているところですが、今回の事態を踏まえ、改めて資本市場関係者が強い決意により再発防止に取り組むことが必要不可欠であると考えられます。

こうした事情を踏まえ、今般、当取引所では、マザーズの信頼性向上及び活性化を目的とする総合的な施策を、別添のとおりとりまとめました。この中では、財務諸表の信頼性向上の観点から、貴協会において監査の品質管理を目的に取り組んでおられる上場会社監査事務所登録制度との連携を強化するため、新規上場申請者に上場会社監査事務所による監査を求め、さらには未登録の監査事務所による上場会社の財務諸表監査を排除するほか、いわゆる遡及監査の実施に係る環境整備のため、今後の市場関係者による議論を踏まえ、必要な上場制度の見直しを検討するなどの施策を盛り込んでおります。

当取引所といたしましては、今後、これらの施策を可及的速やかに実行していくことを通じて、成長企業への円滑な資金供給に係る環境の整備に努めてまいり所存ですが、あわせて、貴協会に対しても下記の事項を要望申し上げます。

貴協会におかれましては、財務諸表監査の品質管理等を担う自主規制機関のお立場として、我が国の資本市場の健全な運営に引き続きご努力いただきますとともに、当取引所の施策につきましても、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 上場会社の財務諸表監査に対する信頼性の一層の向上の観点から、上場会社監査事務所制度及び品質管理レビュー制度について、昨今の粉飾決算等の発覚を踏まえ、一層の充実とその適切な運用に努めていただくこと。とりわけ、上場会社に上場廃止の原因となるような重大な粉飾決算等が生じ、当該上場会社を監査する監査事務所の他の上場会社の財務諸表に係る監査の品質に対する投資者の信頼が損なわれる懸念がある場合等において、品質管理レビューの実施等、機動的に対応いただくこと。
2. 成長企業に対する資金提供機会の早期提供（上場準備期間の短縮）の観点から、いわゆる遡及監査の実施に関連して、必要な環境整備を図っていただくこと。

以 上